

社会保障分野における 番号制度の導入について

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

社会保障・税番号制度の導入の準備（概要）

1. 制度の理解と住民説明

- 平成28年1月 個人番号の利用開始（申請者等に対し、各種申請書類へ個人番号の記入を求める等）
- このため、窓口担当者を含め関係業務に関わる職員は、住民等からの問合せに対応できるよう、番号制度への理解を深める必要がある。

※ マイナンバーホームページ（内閣官房HP） → 「番号制度の概要」 [マイナンバー](#) 

2. 取扱いガイドラインの遵守

- 特定個人情報^{※1}の取扱い等に関しては、番号法等に基づき厳格なルールが定められており、違反した者には罰則が適用される場合がある。
- 個人番号を取扱う実務担当者は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」^{※2}に基づき、適切な取扱いが行われるよう留意されたい。

※1 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のこと。

※2 特定個人情報保護委員会HP → 「法令・ガイドライン」 → 「ガイドライン」 [特定個人情報保護委員会](#) 

3. 関係事務の洗い出しと業務フローの見直し

- 番号制度導入に当たっては、個人番号を利用する事務、当該事務の所管課及び関係課を網羅的に洗い出した上で、個人番号を利用する時点を確認するなど、制度導入後の新たな業務フローを作成する。
- 当該業務フローは、システム改修要件の明確化、セキュリティ対策等に活用されたい。 21ページ参照

4. 業務システムの改修等

- 上記業務フローも活用した上で、番号制度導入に必要な業務システムの改修に向け、改修要件の整理、改修費用の予算措置（予算要求、補助金申請）、システム調達等を行っていただきたい。
- 見積書の精査（見積書の内訳から工数等の妥当性確認、複数者から見積を取得し比較等）が必要。

23ページ参照

社会保障・税番号制度の全体スケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
平成27年10月～	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
平成28年 1 月～	<u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年 1 月～	国の機関間での情報連携の開始
平成29年 7 月目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との 情報連携</u> も開始

2

都道府県による市区町村への支援等

- 都道府県におかれては、管下市区町村における番号制度の導入準備作業が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いしたい。
(昨年10月内閣官房からも依頼済)
- また、各都道府県において、管下市区町村の福祉部門担当者を対象とした研修会等を開催する際には、厚生労働省からも講師を派遣するなどの支援を行う。
- 上記の導入準備作業に必要な情報は、デジタルPMO(42ページ参照)に掲載されているので、各地方公共団体の番号制度主管課からアカウントを取得した上で参照されたい。

3

マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

特定個人情報…マイナンバーを
その内容に含む個人情報

マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。

- ・マイナンバーの利用、提供、収集・保管は、法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。
- ・地方公共団体がマイナンバーを利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- ・マイナンバーを取り扱う必要がなくなった場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

- ・地方公共団体は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・地方公共団体は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
- ・マイナンバーを取り扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

ガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

をご覧ください。

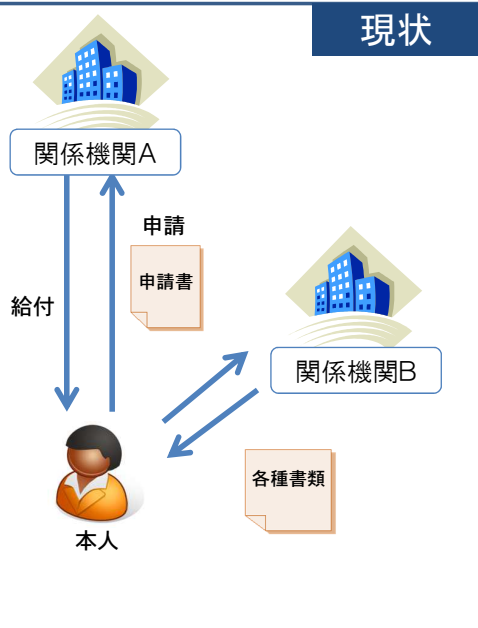
特定個人情報保護委員会



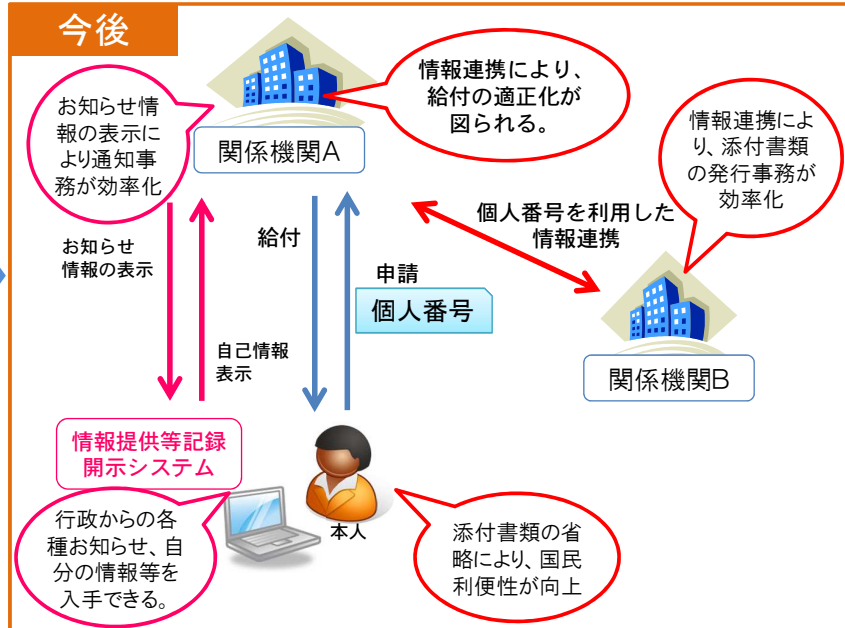
社会保障分野における番号利用による効果

- ① 住民票・所得証明書等の添付省略
- ② 異なる制度間における給付調整の確実性の向上
- ③ 情報提供等記録開示システムを活用したお知らせ情報の表示

現状



今後



- 社会保障の手続では、所得証明書などの添付書類をAから求められた場合、本人はBから取得した上で申請している。
- AとBとの間で併給を禁止している場合などは、本人の申告に基づき給付の調整をしている。

- 番号制度導入後は、AとBの間で情報をやりとりすることで、添付書類の省略や給付の適正化が図られる。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認 (正しい番号であることの確認)		身元(実在)の確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)	
個人番号カードは、両方の確認が可能			
個人番号 カード裏		個人番号 カード表	
番号確認用と身元確認用に、それぞれ証明書等が必要			
通知カード	または	住民票 (個人番号付き)	等
		+	
※ 上記が困難な場合は、 - 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) - 住民基本台帳の確認(市町村長) - 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 など		運転免許証	または
		パスポート	等
		※ 上記が困難な場合は、 健康保険の被保険者証と年金手帳など、2つ以上の書類で確認 など	
		※ 人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない。	

本人確認の詳細は41ページ参照

- (参考)
- 国の行政機関等は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法及び個人情報保護法により、本人から個人番号を取得するときには、利用目的の明示する等の措置が必要とされています。地方公共団体においても、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用になるよう個人情報保護条例の改正が必要となる場合があります。
 - 詳細は、特定個人情報保護委員会HPから「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」をご覧ください。

地方公共団体の準備

1. 番号制度の導入に向けて

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号を利用することとなります。
- これにより、同一の住民の方の情報を効率的に管理することができるようになるとともに、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になります。
- 地方公共団体における番号制度の導入準備については、当省の他、内閣官房、総務省から各種資料が提供されていますので、これら資料を確認の上、平成28年1月の番号利用開始及び平成29年7月の情報連携開始に向け、着実な準備を進めていただきますよう、よろしくお願いします。



8

2. 地方公共団体の社会保障関係事務における番号利用の概要

番号利用：地方公共団体における個人番号を利用した対象者情報の管理(番号法別表第1関連)

- 地方公共団体は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
- 地方公共団体は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者(世帯員、児童等が想定される。)の個人番号を取得。
- このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施予定。(H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中)
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。

※ 制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け(初期突合)を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報(所得情報、住民票世帯情報等)を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。
※ 情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。
- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)
番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
番号法第22条2項 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

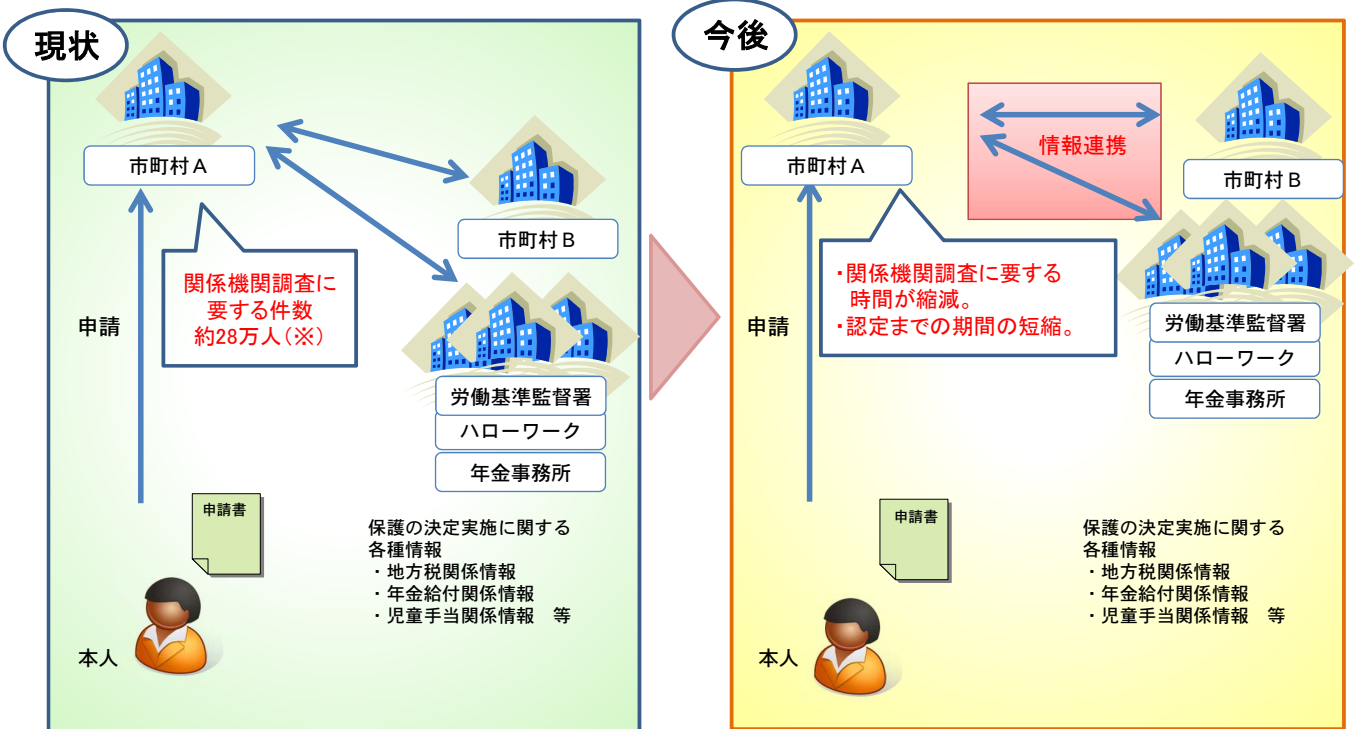
10

保護の決定実施に必要な調査

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】
保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。
・預貯金、保険、不動産等の資産調査
・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

【番号制度導入後の効果】
必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。
当該情報等に基づき保護の決定実施。



※生活保護申請件数 約28万件(平成24年度被保護者調査)。

特別障害者手当の支給申請

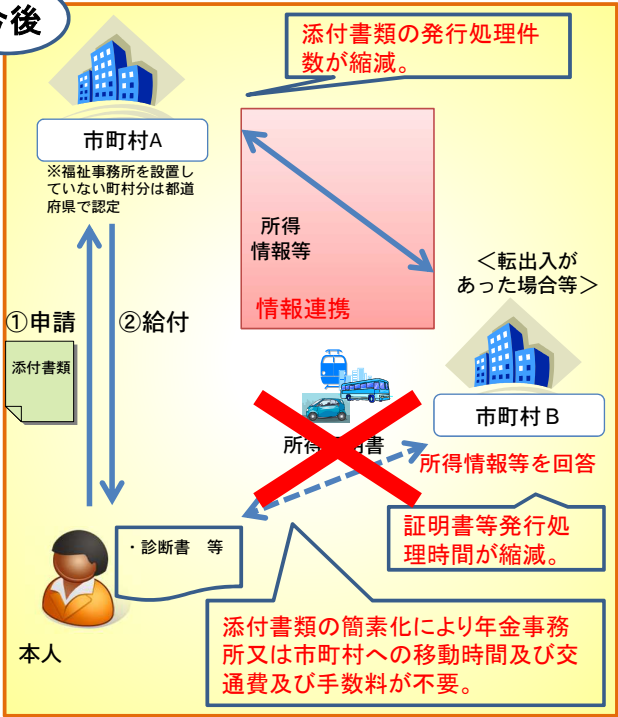
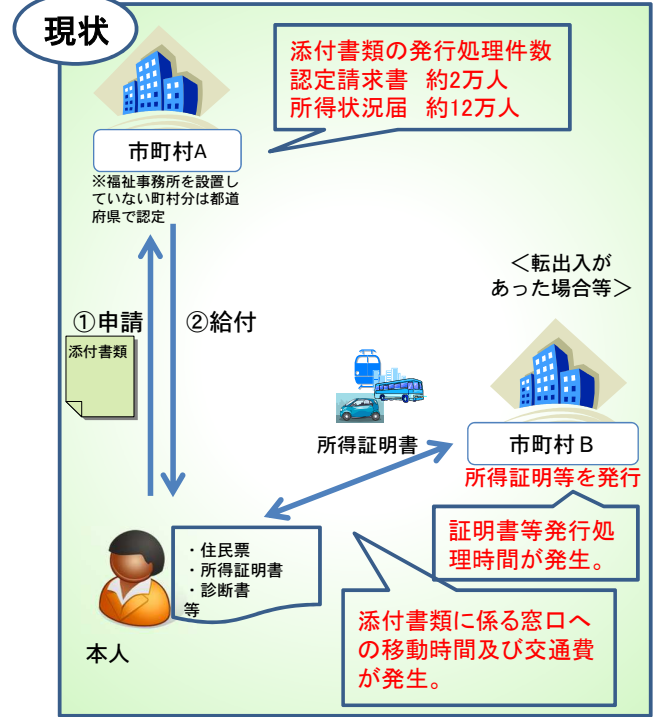
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合には支給されない。添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



※認定請求書受付件数 約 2万件(平成25年度福祉行政報告例)。
所得状況届受付件数 約12万件

児童扶養手当の認定請求

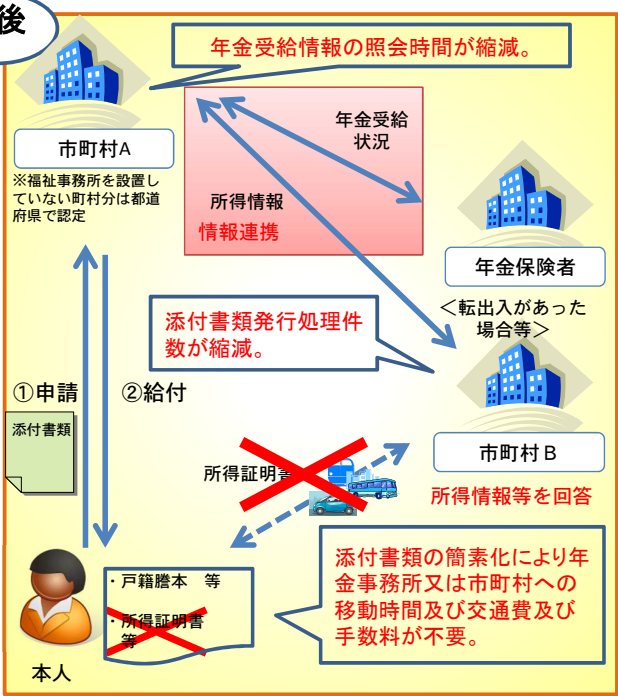
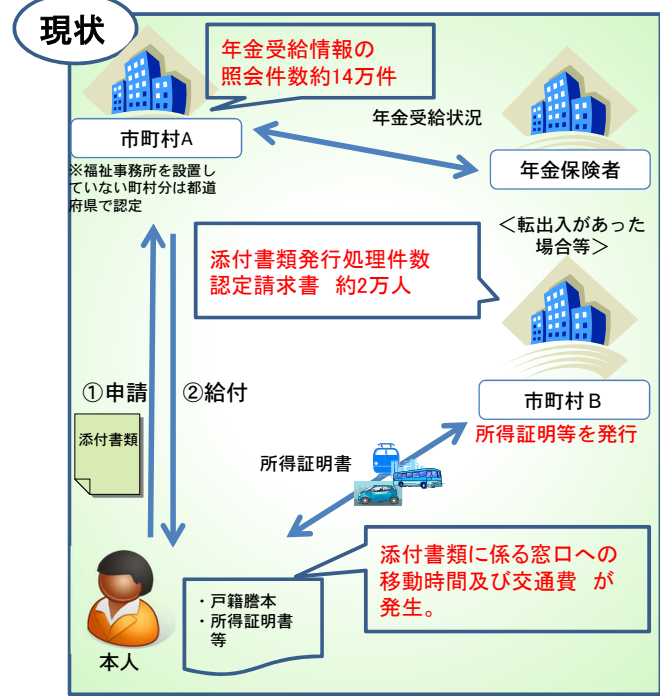
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

受給資格を証明するため、申請者、配偶者、扶養義務者の所得証明等を添付、添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。年金受給状況は、年金保険者に照会。

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、オンラインで年金受給状況は年金保険者に、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



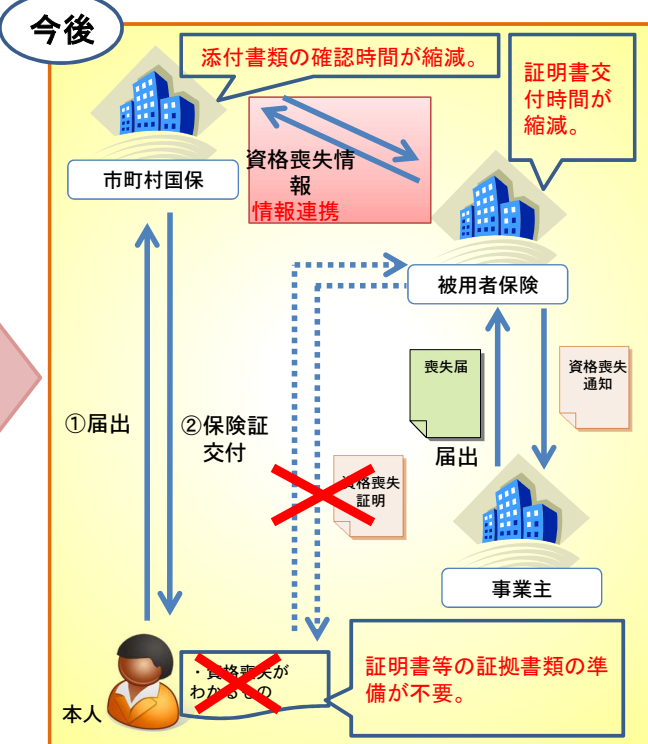
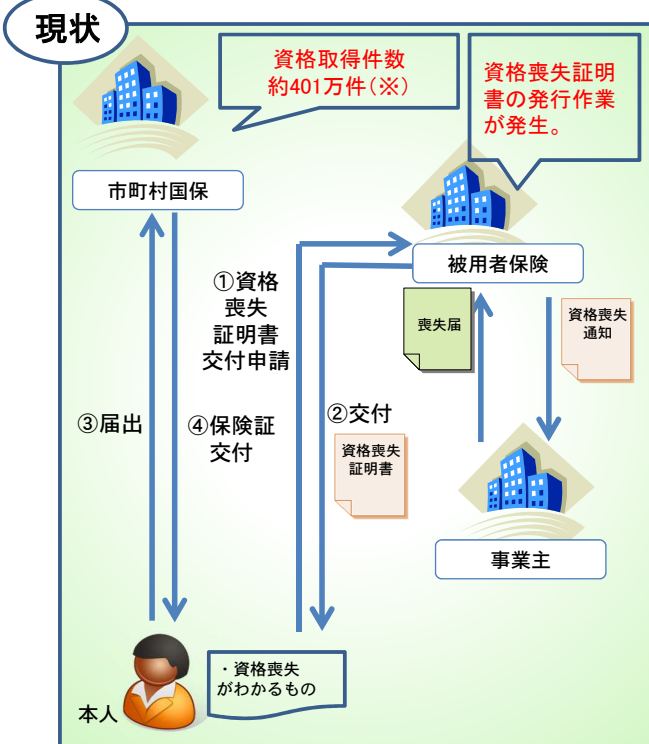
※認定請求書受付件数 約 14万件
現況届受付件数 約110万件(平成25年度福祉行政報告例)

国民健康保険の資格取得の届出

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】
資格取得届+被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

【番号制度導入後の効果】
被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。



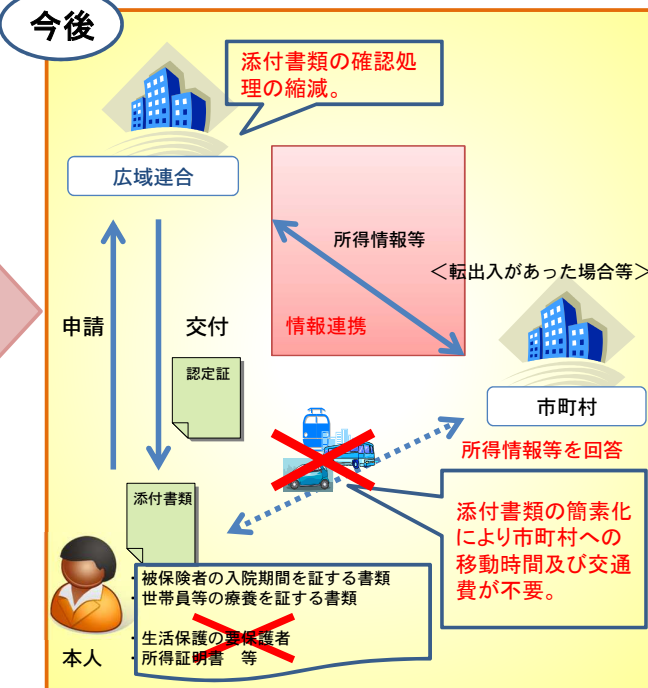
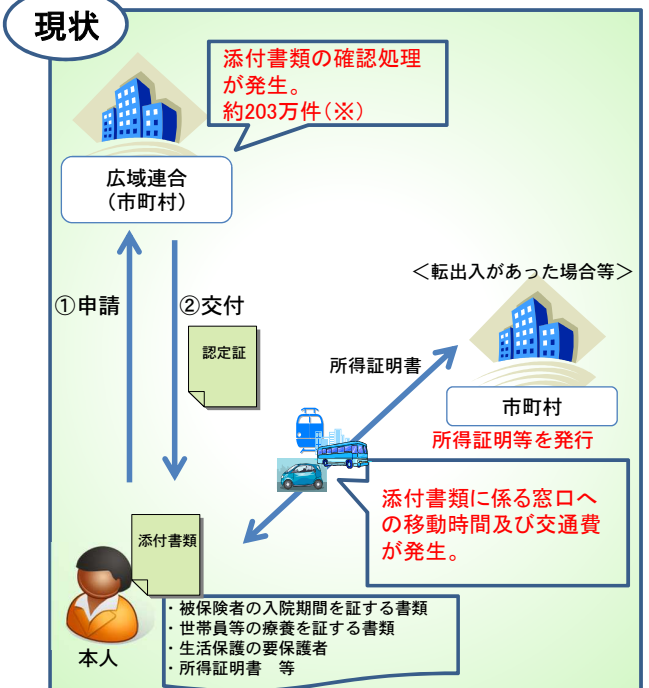
(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約401万件(平成24年度国民健康保険事業年報)。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】
限度額適用を受けるため、申請書を広域連合に提出。添付された所得証明書等を基に審査し、認定されると限度額適用・標準負担額減額認定証を交付。

【番号制度導入後の効果】
情報提供ネットワークシステムにより所得情報等を市町村に照会し、所得証明書の添付を縮減。当該情報等に基づき審査。



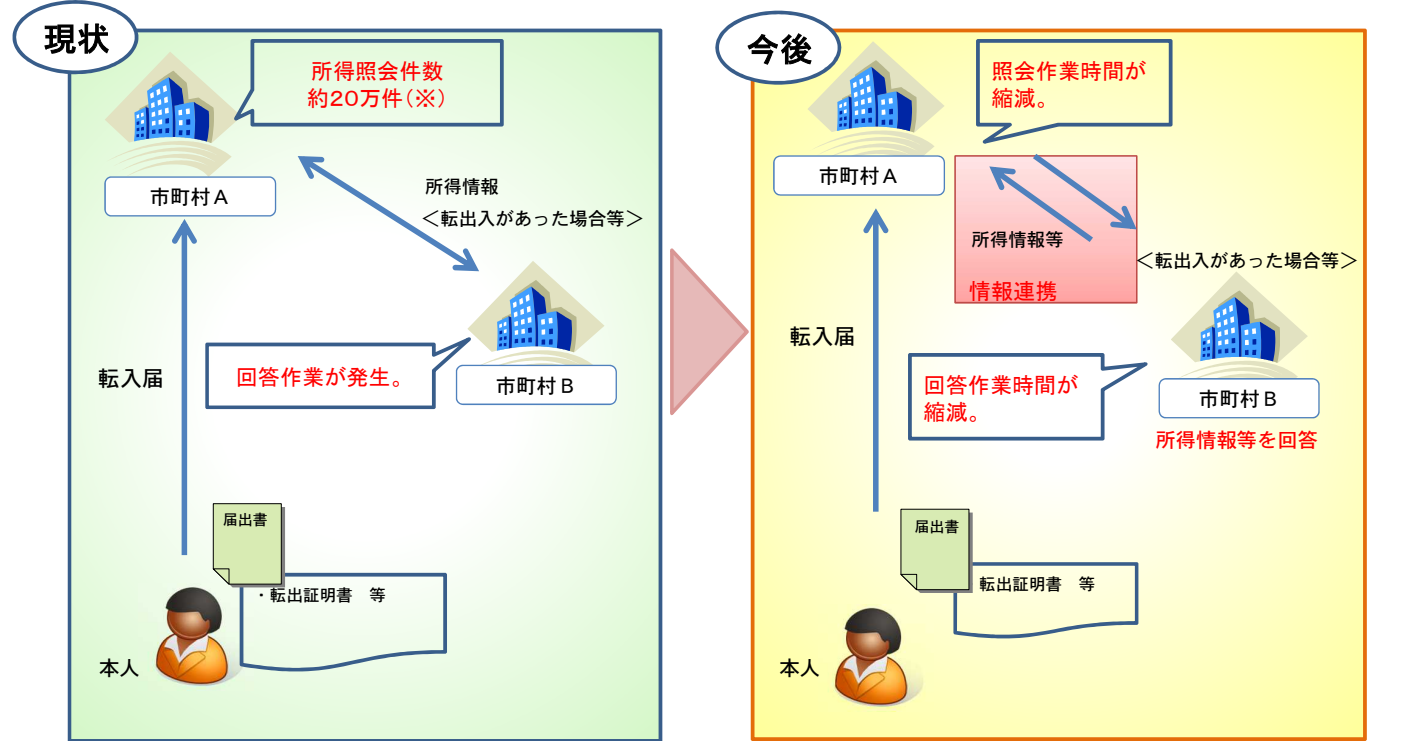
※被保険者数 約1,517万人(平成24年度末)。
限度額適用認定者数 約203万人(平成24年度「後期高齢者医療制度実施状況調査」より)

転入者（第1号被保険者）の介護保険料算定

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】
他の市町村より転入した場合は、介護保険料算定の基礎となる住民税の課税資料について1月1日に住民登録のあった市町村に所得照会を実施。

【番号制度導入後の効果】
情報提供ネットワークシステムにより住民税の課税に関する情報を1月1日に住民票のあった市町村に照会。当該情報等に基づき介護保険料を算定。



※第1号被保険者数 約3,094万人、転入 約20万人(平成24年度介護保険事業状況報告)。

3. 番号制度導入の準備

番号制度導入に当たっては、計画的に、かつ、着実に準備を進めていくことが必要である。

準備事項	具体的内容	主な参照資料
番号を利用する事務の特定	番号を利用する事務、当該事務の所管課及び関係課の確認(洗い出し)	- 番号法 別表第一、別表第二 - 主務省令 - 厚生労働省令 「主務省令事項の整理」
業務の見直し	- 現在の業務(事務)フローを基に、個人番号を利用する時点を確認し、新たな業務フローを作成 - 新たな業務フローの作成に合わせ、添付書類の削減など業務効率化を検討	- 番号法 別表第一、別表第二 - 主務省令 - 厚生労働省令 「主務省令事項の整理」 - 特定個人情報データ標準レイアウト - 業務フローサンプル(7. 参照)
業務システムの改修	- 社会保障関係システム改修要件の整理 - システム改修費用の予算措置(予算要求、厚労省への補助金申請) - 特定個人情報保護評価の実施 - システム改修の調達	- 中間サーバーシステム方式設計書 - 外部インターフェイス仕様書 - 地方公共団体の対応例 - 特定個人情報データ標準レイアウト - 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

平成28年1月番号利用開始、平成29年7月情報連携開始に向け着実な準備を！